

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県建設用・建築用金属製品、

その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会

日 時 令和4年10月6日(木) 10時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館6階 7号会議室

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業
最低賃金専門部会

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定について
- (3) その他

3 閉会

令和4年度 第1回

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会委員名簿 P. 1

別冊 No. 2 -1 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

最低賃金(現行) P. 2

-2 広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類) P. 3

-3 中分類 P. 5

-4 令和4年度適用使用者数及び適用労働者数 P. 19

別冊 No. 3 令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況(金属製品等) P. 21

別冊 No. 4 令和4年度最低賃金実態調査概要(金属製品製造業) P. 22

4 -1 最低賃金実態調査における分位偏差 P. 28

4 -2 賃金分布図 P. 29

4 -3 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移 P. 31

4 -4 中位数・時間当たり平均賃金額 P. 32

4 -5 事業所規模別未満率 P. 33

4 -6 引上げ試算表(令和4年 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業) P. 34

4 -7 経過表(金属製品製造業) P. 35

令和4年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿
 (広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金)

広島労働局

令和4年9月9日任命

区分	氏名	現職
公益代表	車元 晋 くるまもと しん	弁護士
	酒井 朋子 さかい ともこ	税理士
	村上 恵子 むらかみ けいこ	県立広島大学 教授
労働者代表	国友 雅彦 くにとも まさひこ	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	高本 利幸 たかもと としゆき	中国工業労働組合 執行委員長
	橋詰 文貴 はしづめ ふみたか	三菱重工グループ労連三原地本 執行委員長
使用者代表	谷口 幸至 たにぐち こうじ	豊國工業株式会社 総務部長
	中野 博之 なかの ひろゆき	広島県経営者協会 専務理事
	濱崎 正弘 はまさき まさひろ	株式会社ダイクレ 総務人事部長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じた主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ぱり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間944円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和3年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業**適用する使用者**

広島県の区域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

日本標準産業分類（平成25年10月改定）より

（青字は事務局にて加筆）

E24 金属製品製造業のうち**E240 管理、補助的経済活動を行う事業所**

（244 建設用・建築用金属製品製造業、249 その他の金属製品製造業に限る）

E2400 主として管理事務を行う本社等**E2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所****E244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）****E2441 鉄骨製造業****E2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）****E2443 金属製サッシ・ドア製造業****E2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業****E2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）****E2446 製缶板金業****E249 その他の金属製品製造業****E2491 金庫製造業****E2492 金属製スプリング製造業****E2499 他に分類されない金属製品製造業****L7282 純粹持株会社**

（244 建設用・建築用金属製品製造業、249 その他の金属製品製造業に限る）

適用除外労働者

1 18歳未満又は65歳以上の者

- 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ぱり取り又はかしめの業務

大分類Eー製造業

中分類24ー金属製品製造業

総説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものは次のとおりである。すなわち、金属製家具を製造する事業所は中分類 13ー家具・装備品製造業に、はん用機械を製造する事業所は中分類 25ーはん用機械器具製造業に、生産用途の機械を製造する事業所は26ー生産用機械器具製造業に、計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は中分類 27ー業務用機械器具製造業に、電気機械を製造する事業所は中分類 29ー電気機械器具製造業に、電子計算機及び通信機械を製造する事業所は中分類 30ー情報通信機械器具製造業に、輸送用機械器具を製造する事業所は中分類 31ー輸送用機械器具製造業に、宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は中分類 32ーその他の製造業にそれぞれ分類される。鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は中分類 22ー鉄鋼業及び中分類 23ー非鉄金属製造業に分類される。

240 管理、補助的経済活動を行う事業所(24 金属製品製造業)

2400 主として管理事務を行う本社等

主として金属製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

- 管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として金属製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

- 車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業(県最賃適用)

2411 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業

主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は小分類 245 [2451, 2452]に分類される。

- 缶詰用缶製造業；18リットル缶製造業；ブリキ缶製造業；ブリキ製容器製造業；バケツ製造業；エアゾール缶製造業
- × 打抜プレス加工製品製造業 [2451, 2452]；ドラム缶製造業 [2446]；板金製品製造業 [244]

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業(県最賃適用)

2421 洋食器製造業

主として食卓用刃物及びその他の洋食器(貴金属製を除く)を製造する事業所をいう。

- 食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業;盆製造業
- ×洋食器製造業(貴金属製品) [3219]

2422 機械刃物製造業

主として金属加工機械(金属工作機械を除く),木材加工機械,パルプ及び製紙機械,製本機械,皮革処理機械,たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。

ただし,金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類26 [2664]に,建設及び鉱山機械に取り付けられるビット,スピード,スチールなどを製造する事業所は中分類26 [2621]に分類される。

- 機械刃物製造業;木材加工機械刃物製造業;製紙機械刃物製造業;製本機械刃物製造業;たばこ製造機械刃物製造業
- ×切削工具製造業 [2664];建設・鉱山機械用ビット・スピード・スチール製造業 [2621]

2423 利器工道具・手道具製造業(やすり,のこぎり,食卓用刃物を除く)

主として機械用及び農業用刃物を除くあらゆる種類の利器,工道具及び手道具,すなわち,おの,かんな,のみ,金づち,包丁,ポケットナイフ,はさみ,バリカン,かみそり,マニキュア用器具,やっこ,ショベル,つるはし,ハンマ及びその他の修理業者,宝石加工業者,石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。

- おの製造業;かんな製造業;のみ製造業;きり製造業;刃物製造業(包丁,はさみ,肉切用・製靴用・彫刻用刃物など);缶切製造業;ポケットナイフ製造業;バリカン製造業;安全かみそり製造業(替刃を含む);かみそり製造業;土工用具製造業;ショベル製造業;つるはし製造業;ハンマ製造業;石工用手道具製造業;宝石加工手道具製造業
- ×農業用刃物製造業 [2426];医療用刃物製造業 [2741];手持工具製造業(動力付) [2664];手引のこぎり製造業 [2425]

2424 作業工具製造業

主としてレンチ,スパナ,ペンチ,ドライバ,やすりなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として利器工具及び手道具を製造する事業所は細分類 2423に、のこぎりを製造する事業所は細分類 2425に、農業用器具を製造する事業所は細分類 2426に、動力付手持工具を製造する事業所は中分類 26 [2664]に分類される。

- レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業；やすり製造業；やすり目立業
- ×機械刃物製造業 [2422]；利器工具製造業 [2423]；のこぎり製造業 [2425]；農業用器具製造業 [2426]；動力付手持工具製造業 [2664]；研磨布紙製造業 [2173]

2425 手引のこぎり・のこ刃製造業

主として手引のこぎり及びのこ刃(手引用、動力用)を製造する事業所をいう。

ただし、のこ盤を製造する事業所は中分類 26 [2642]に分類される。

- のこぎり製造業(手引のもの)；のこ刃製造業(丸・帯のこぎりのもの)
- ×製材機械製造業(のこ盤製造業) [2642]

2426 農業用器具製造業(農業用機械を除く)

主としてくわ、かま、ホー、すき、まんのうなどを製造する事業所をいう。

主として農業用機械を製造する事業所は中分類 26 [2611]に分類される。

- 耕作用具製造業；養蚕用機器製造業(金属製のもの)；養きん用機器製造業(金属製のもの)；養ほう機器製造業(金属製のもの)；農業用刃物製造業
- ×農業用機械製造業 [2611]；土工用具製造業(ショベル、つるはしなど) [2423]

2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。

ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248 [2481]に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247 [2471]に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422に分類される。

- 建築用金物製造業；架線金物製造業；袋物用金具製造業；家具用金具製造業；建具用金具製造業；自動車用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん金具製造業；錠前製造業；かぎ製造業；金庫錠製造業；戸車製造業(金属製)；ドアクローザ・ヒンジ製造業
- ×ボルト・ナット製造業 [2481]；くぎ・靴くぎ製造業 [2471]；機械刃物製造業 [2422]；魔法瓶製造業 [3289]

243 暖房装置・配管工事用附属品製造業(県最賃適用)

2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)

主として鋳鉄製、真ちゅう製などの配管工事用附属品、すなわち、継手、ノズル、蒸気抜き、水抜きなどを製造する事業所をいう。

ただし、主としてバルブを製造する事業所は中分類 25 [2592] に、陶磁器製及びほうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は中分類 21 [214, 2199] に分類される。

- 配管工事用附属品製造業；金属製衛生器具製造業；ノズル製造業；止め栓製造業

- ×バルブ・同附属品製造業 [2592]；ほうろう鉄器製造業 [2199]；陶器製配管用品製造業 [2141]；陶磁器製ちゅう房器具製造業 [2142]；蛇口製造業 [2592]

2432 ガス機器・石油機器製造業

主としてガスストーブ、石油ストーブのような暖房機器、ガス及び石油を燃料とする調理機器及び装置、冷蔵庫などを製造する事業所をいう。

主な製品は、ガスストーブ、石油ストーブ、ガス及び石油を燃料とするこんろ、レンジ、温風暖房機(熱交換式のものを除く)、湯沸器、冷蔵庫、保温庫、炊飯機器、ふろ釜、ふろバーナ、オーブン、フライヤ、ロースタ、タオル蒸し器、乾燥機、アイロンなどである。

- ガス機器製造業；石油機器製造業；ふろバーナ製造業

- ×温水ボイラ製造業 [2433]；温風暖房機製造業(熱交換式のもの) [2433]

2433 温風・温水暖房装置製造業

主として温風暖房装置(熱交換式のもの)及び温水暖房装置を製造する事業所をいう。

主な製品は、温風暖房機(熱交換式のもの)、温水ボイラ、放熱器、ユニットヒータなどである。

- 温風暖房機製造業(熱交換式のもの)；温水ボイラ製造業；放熱器製造業；ユニットヒータ製造業

- ×ガス機器製造業 [2432]；石油機器製造業 [2432]；ふろバーナ製造業 [2432]；太陽熱利用温水装置製造業 [2439]；工业用ボイラ製造業 [2511]；自動車用ラジエータ製造業 [3113]

2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)

主としてその他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。

主な製品は、電気機械器具、ガス機器及び石油機器を除くストーブ、こんろ、湯沸し、熱風炉、調理用機器及び装置（調理用機械、洗浄装置）などである。

主として電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は中分類 29 [2931, 2939] に、工業窯炉を製造する事業所は中分類 25 [2534] に、電気炉を製造する事業所は中分類 29 [2929] に、工業用、動力用及び船舶用のボイラを製造する事業所は中分類 25 [2511] に、板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は小分類 244 [2446] に分類される。

- 調理用機器・同装置製造業（電気式を除く）；太陽熱利用温水装置製造業；焼却器製造業；焼却炉製造業（産業用を除く）
 - ×電子レンジ製造業 [2931]；電気こんろ製造業 [2931]；電気ストーブ製造業 [2939]；炉製造業（工業用のもの）[2534]；製缶業（ボイラかん体、板金製タンク、板金製煙突など）[2446]；ガス機器・石油機器製造業 [2432]；温風・温水暖房装置製造業 [2433]；放熱器製造業 [2433]；ユニットヒータ製造業 [2433]；焼却炉製造業（産業用）[2596]

244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)

2441 鉄骨製造業

主として鉄骨を製造する事業所をいう。

○鉄骨製造業

- ×鉄塔製造業 [2442] ; 鋼橋製造業 [2442] ; 金属柵製造業 [2442] ; 鋼板煙突製造業 [2442]

2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)

主として鉄骨以外の建設用の金属製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、鉄塔、鋼橋、貯蔵槽、金属柵、金属門、金属格子、鋼板煙突、階段などである。

- 鉄塔製造業；鋼橋製造業；貯蔵槽製造業；金属柵製造業；鋼板煙突製造業
×鉄骨製造業 [2441] ; 金属扉製造業 [2443] ; シヤッタ製造業 [2445] ; 建築用ラス製品製造業 [2445] ; 組立家屋(プレハブ)用金属製品製造業 [2444] ; 板金製タンク製造業 [2446] ; 板金製煙突製造業 [2446]

2443 金属製サッシ・ドア製造業

主として建築用の金属製サッシ、ドアを製造する事業所をいう。

- 住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ製造業；アルミニウム製ドア製造業；金属製サッシ・ドア製造業

2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業

主として鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所をいう。

- 組立家屋(プレハブ)用金属製品製造業；鉄骨系プレハブ住宅製造業

2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)

主として建築用の金属製品(サッシ、ドア、プレハブ住宅を除く)を製造する事業所をいう。

主な製品は、建築用板金製品、建築用ラス製品、金属製カーテンウォール、建築装飾用金属製品などである。

- 建築用板金製品製造業；建築用ラス製品製造業；金属製よろい戸製造業；建築装飾用金属製品製造業；金属屋根製品製造業；金属製シヤッタ製造業
×建築用金物製造業 [2429]

2446 製缶板金業

主として温水缶、板金製煙突及びタンク、ドラム缶、ガス容器(ボンベ)などの製造並びに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。

- 製缶業;温水缶製造業;蒸気缶製造業;鉄鋼板加工業(溶接, 折曲げ, ろう付けなど);ガス容器(ボンベ)製造業;板金製タンク製造業;板金製煙突製造業;ドラム缶製造業;コンテナ製造業(金属製のもの);アップータンク製造業;梱包容器(スチール)製造業
- ✗建築用板金製品製造業 [2445];発電用ボイラ製造業 [2511];鋼板煙突製造業 [2442];貯蔵槽製造業 [2442];温水ボイラ製造業 [2433];船体ブロック製造業 [3132]

245 金属素形材製品製造業(県最賃適用)

2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業

主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用・家庭用・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。

- 自動車車体部分品製造業(アルミニウム・同合金)(スタンプ・プレス製品);機械部分品製造業(アルミニウム・同合金)(スタンプ・プレス製品);金属プレス業(アルミニウム・同合金)(自動車部分品、機械部分品、口金、その他の器具を製造するもの);王冠製造業(アルミニウムのもの);台所用品製造業(アルミニウム・同合金)(スタンプ・プレス製品);医療器具製造業(アルミニウム・同合金)(スタンプ・プレス製品);打抜プレス加工製品製造業(アルミニウム・同合金)
×ほうろう引製品製造業 [2199];こはぜ製造業 [3224];金属製トランク製造業 [2061]

2452 金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)

主としてアルミニウム、アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金、調理用・家庭用・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。

- 自動車車体部分品製造業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品);機械部分品製造業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品);金属プレス業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品);王冠製造業(アルミニウム・同合金を除く);台所用品製造業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品);医療器具製造業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品);打抜プレス加工製品製造業(アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品)
×アルミニウム・同合金のスタンプ・プレス製品製造業 [2451];金属製トランク製造業 [2061]

2453 粉末や金製品製造業

主として金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。

- 機械部分品製造業(粉末や金によるもの);超硬チップ製造業
×磁性材部分品製造業 [2899]

246 金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)(県最賃適用)

2461 金属製品塗装業

主として他から支給された金属製品にエナメル、ラッカーなどの塗装を行う事業所をいう。

ただし、漆の塗装を行う事業所は中分類 32 [3271] に分類される。

- エナメル塗装業(金属製品にエナメルを塗装するもの); ラッカー塗装業(金属製品にラッカーを塗装するもの)

×漆塗装業 [3271]; ペンキ塗装業(主として看板書きを行うもの) [9293]

2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)

主として他から支給された金属製品に亜鉛被膜又は他のめっきあるいはアルミニウム、鉛、亜鉛などの被膜を行う事業所、又は缶及び諸器具のすず被膜直しを行う事業所をいう。

ただし、亜鉛被膜、すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類 22 [224] に分類される。

- 亜鉛めっき業(主として成形品に行うもの); すずめっき業(主として成形品に行うもの)

×ブリキ製造業 [2249]; 亜鉛鉄板製造業 [2241]; めっき鋼管製造業 [2249]; めっき鉄鋼線製造業 [2249]; 電気めっき業 [2464]

2463 金属彫刻業

主として販売用として印刷以外の目的のために銀器、封印又は他の金属製品に対し彫刻、たがね彫りを行う事業所をいう。

- 金属彫刻品製造業; なっ染ロール彫刻業

2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)

主として他から支給された金属製品に電気めっきを行う事業所をいう。

ただし、電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類

22 [224] に分類される。

- 電気めっき業

×溶融めっき業 [2462]; ブリキ製造業 [2249]; 亜鉛鉄板製造業 [2241]; めっき鋼管製造業 [2249]; めっき鉄鋼線製造業 [2249]

2465 金属熱処理業

主として他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所をいう。

- 機械部分品熱処理業; 鋼材熱処理業; 非鉄金属熱処理業

2469 その他の金属表面処理業

主として金属張り及び研磨、陽極酸化処理などを行う事業所をいう。

○電解研磨業；金属張り業；陽極酸化処理業；研磨業；メタリコン業（修理業を除く）；
　　金属防せい（鋳）処理加工業；シリコン研磨業；シリコン加工業

×表面処理鋼材製造業 [224]

247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)(県最賃適用)

2471 くぎ製造業

主として他から受け入れた線(鉄, 非鉄)から, 又は, その線を引いてくぎ, 特殊くぎなどを製造する事業所をいう。

主として線材からの一貫作業によってくぎ, 特殊くぎを製造する事業所は中分類 22 [2238]又は中分類 23 [2331]に分類される。

- 鉄くぎ製造業(受け入れた鉄線によるもの);銅くぎ製造業(受け入れた銅線によるもの);くぎ・靴くぎ製造業
- ×くぎ製造業(線材から一貫作業によるもの) [2238];かすがい製造業 [2481];銅くぎ製造業(線材から一貫作業によるもの) [2331]

2479 他の金属線製品製造業

主として他から受け入れた線(鉄, 非鉄)から, 又はその線を引いて, 金網, 蛇かご, ワイヤロープ, 有刺鉄線, 溶接棒などを製造する事業所をいう。

主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類 22 [2238]又は中分類 23 [2331]に分類される。

- ざる製造業(受け入れた線によるもの);ワイヤチェーン製造業(受け入れた線によるもの);ビニル被覆鉄線製造業;溶接棒製造業;金網製造業(線材から一貫作業によらないもの);ワイヤロープ製造業(線材から一貫作業によらないもの)
- ×木ねじ製造業 [2481];PC鋼より線製造業(線材から一貫作業によるもの) [2238];金網製造業(線材から一貫作業によるもの) [2238];ワイヤロープ製造業(線材から一貫作業によるもの) [2238]

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業(県最賃適用)

2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延業は中分類 22 に分類される。

○ボルト・ナット製造業；ビス製造業；木ねじ製造業；リベット製造業；犬くぎ製造業；

割ピン製造業；座金製造業；かすがい製造業

×はとめ製造業 [3224]；かしめ製造業 [3224]

249 その他の金属製品製造業

2491 金庫製造業

主として金庫を製造する事業所をいう。

主として金庫室の扉及び内張安全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 金庫製造業(手提金庫を含む)

- ×金庫錠製造業 [2429]; 金属製ロッカー製造業 [1312]

2492 金属製スプリング製造業

主として板ばね、火造りばね、コイル状平ばねなどを製造する事業所をいう。

- 板ばね製造業; 火造りばね製造業; 火ばね製造業; ワイヤスプリング製造業

- ×スプリング製造業(圧延工場の一貫作業によるもの) [22]

2499 他に分類されない金属製品製造業

主として他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。

- ヘルメット製造業(金属製のもの)(帽体); ドラム缶更生業; 18リットル缶更生業; 金属製ネームプレート製造業(腐しよく製のもの以外のものも含む); フレキシブルチューブ製造業; 金属製押出しチューブ製造業; 金属製パッキング製造業; ガスケット製造業; ガス灯製造業; カーバイド灯製造業; 反射鏡製造業(金属製のもの); 打ちはく業; 石油灯製造業; 金属製はしご(可搬式のもの), 脚立製造業
- ×電気照明器具製造業 [2942]

7282 純粹持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粹持株会社

令和4年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	25
E2211 高炉による製鉄業	2	4,890
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	619
E225 鉄素形材（銑鉄鑄物）製造業	43	1,167
E229 その他の鉄鋼業	183	2,424
計	240	9,125

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	10	34
E244 建設用・建築用金属製品製造業	563	5,744
E249 その他の金属製品製造業	75	1,613
計	648	7,391

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	369	8,630
E26 生産用機械器具製造業	913	18,470
E27 業務用機械器具製造業	24	406
計	1,306	27,506

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64	7,105
E29 電気機械器具製造業	284	7,180
E30 情報通信機械器具製造業	15	1,766
計	363	16,051

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	3	44
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,850
計	303	32,894

6 船舶製造・修理業、船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	483	10,727
計	488	10,741

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	4	749
I 561 百貨店、総合スーパー	48	8,776
I 569 その他の各種商品小売業	35	258
計	87	9,783

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理、補助的活動を行う事業所	11	288
I 591 自動車小売業	1,661	11,115
計	1,672	11,403

都道府県	地域別 最 高	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出 種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答由日	必要性 有・無	部会 結果
岩 手	821	9	鉄鋼・金属製品	-	852	878	+26	改正	協約	7/21	8/6	8/24	有	10/27
富 山	877	72	非鉄金属・金属製品	-	781	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		78	金属製品	6,102	763	-	-	無	-	-	-	-	-	-
石 川	861	79	金属製品、一般機械、電気機器	-	922	946	+24	改正	公正	7/29	8/27	8/27	有	10/25
		126	金属製品	-	933	-	-	無	-	-	-	-	-	-
京 都	937	171	金属製品	-	923	944	+21	改正	公正	6/17	8/5	8/5	有	10/27
広 島	899													

令和4年度

最低賃金実態調査の概要

(建設用・建築用金属製品、

その他の金属製品製造業)

広島労働局

- 資 料 目 次 -

1 分位偏差 資料No.4-1

2 賃金分布図グラフ 資料No.4-2

3 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ . . . 資料No.4-3

4 中位数・時間当たりの平均賃金額 資料No.4-4

5 事業所規模別未満率 資料No.4-5

6 引上げ試算表 資料No.4-6

7 経過表（平成 16 年度～令和 3 年度） 資料No.4-7

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事 業 所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(令和2年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、各種商品小売業及び自動車小売業については、1~99人の民営事業所である。

(4) 労 働 者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

調査は通信調査とし、令和4年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を実施した。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例：

←低い	第1・4分位数	中位数	第3・4分位数	高い→
1/4	1/4	1/4	1/4	1/4

A M C

中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。
中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることになります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q:4分位偏差 A:第1・4分位数 C:第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が30万円に対する4分位偏差5万円と、中位数20万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要な要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A:第1・4分位数 C:第3・4分位数 M:中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差

【建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業】

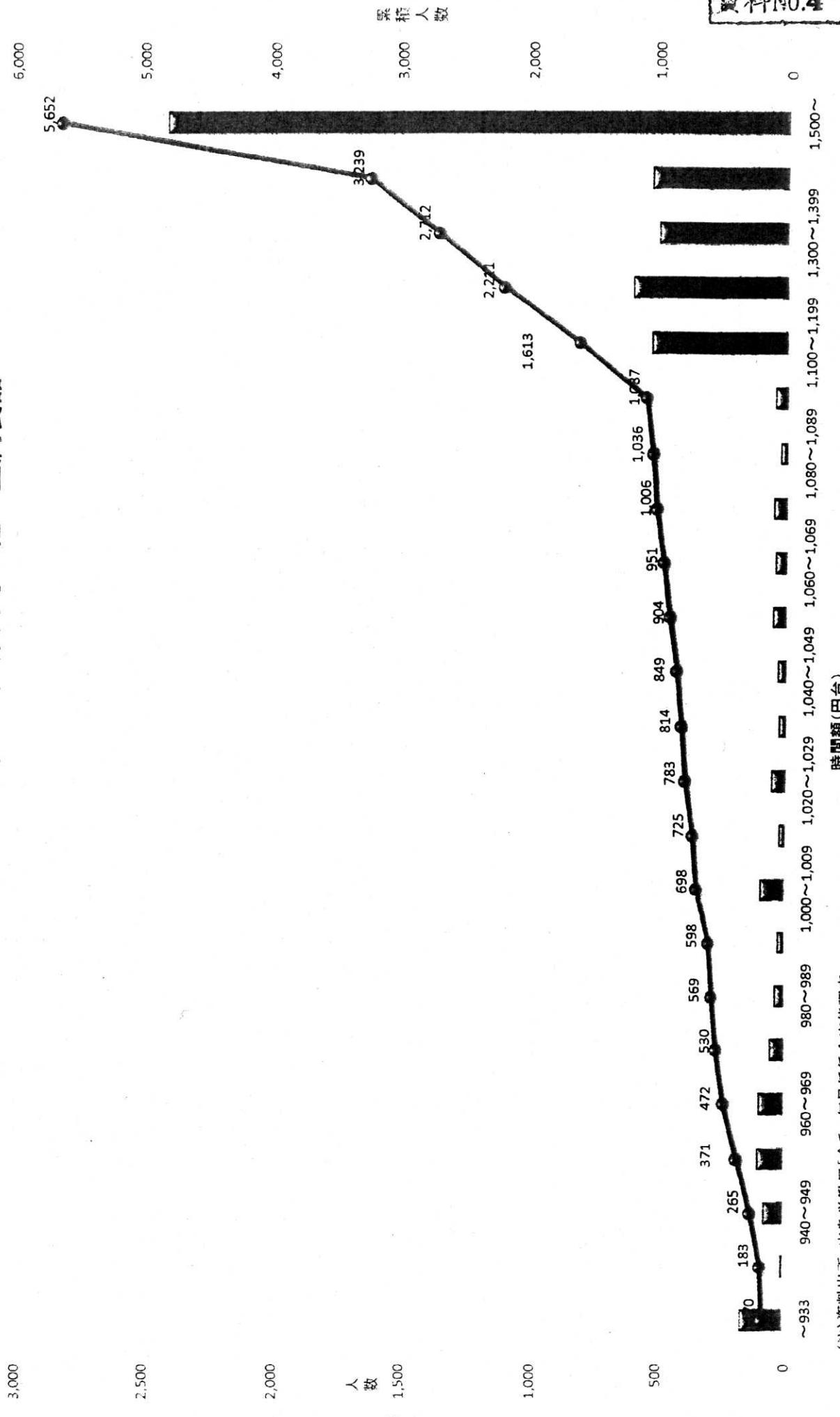
規模	内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	第1・20分位数(円)	860	870	908	923	923	951
	対前年増減率	2.63%	1.16%	4.37%	1.65%	0.00%	3.03%
	第1・10分位数(円)	895	900	949	956	950	989
	対前年増減率	-3.35%	0.56%	5.44%	0.74%	-0.63%	4.11%
	第1・4分位数(円)	1,064	1,100	1,091	1,123	1,108	1,157
	対前年増減率	-5.42%	3.38%	-0.82%	2.93%	-1.34%	4.42%
	中位数(円)	1,308	1,350	1,325	1,400	1,358	1,417
	対前年増減率	-3.25%	3.21%	-1.85%	5.66%	-3.00%	4.34%
1 人	労働者数	6,282	6,368	5,039	4,825	5,962	5,652
	第1・20分位数(円)	850	820	900	922	900	944
	対前年増減率	3.03%	-3.53%	9.76%	2.44%	-2.39%	4.89%
	第1・10分位数(円)	972	872	909	975	937	960
	対前年増減率	8.00%	-10.29%	4.24%	7.26%	-3.90%	2.45%
	第1・4分位数(円)	1,136	962	1,015	1,119	1,127	1,119
	対前年増減率	3.93%	-15.32%	5.51%	10.25%	0.71%	-0.71%
	中位数(円)	1,392	1,300	1,313	1,433	1,394	1,401
10 人	対前年増減率	4.43%	-6.61%	1.00%	2.95%	-2.72%	0.50%
	労働者数	1,722	1,859	1,480	1,254	1,842	1,739
	第1・20分位数(円)	860	881	908	922	922	955
	対前年増減率	2.14%	2.44%	3.06%	1.54%	0.00%	3.58%
	第1・10分位数(円)	880	938	946	934	931	981
	対前年増減率	-8.33%	6.59%	4.90%	-1.27%	-0.32%	5.37%
	第1・4分位数(円)	1,047	1,100	1,064	1,078	1,057	1,150
	対前年増減率	-6.35%	5.06%	-3.27%	1.32%	-1.95%	8.80%
29 人	中位数(円)	1,300	1,362	1,300	1,351	1,328	1,427
	対前年増減率	-2.48%	4.77%	-4.55%	3.92%	-1.70%	7.45%
	労働者数	2,492	2,648	2,076	2,144	2,574	2,472
	第1・20分位数(円)	863	902	952	956	1,003	957
	対前年増減率	-1.82%	4.52%	5.54%	0.42%	4.92%	-4.59%
	第1・10分位数(円)	899	945	1,000	1,000	1,047	1,030
	対前年増減率	-10.46%	5.12%	5.82%	0.00%	4.70%	-1.62%
	第1・4分位数(円)	1,023	1,162	1,155	1,209	1,159	1,191
30 人	対前年増減率	-12.34%	13.59%	-0.60%	4.68%	-4.14%	2.76%
	中位数(円)	1,266	1,375	1,377	1,458	1,360	1,404
	対前年増減率	-9.57%	8.61%	0.15%	5.88%	-6.72%	3.24%
	労働者数	2,069	1,861	1,483	1,426	1,546	1,441

(注) 資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

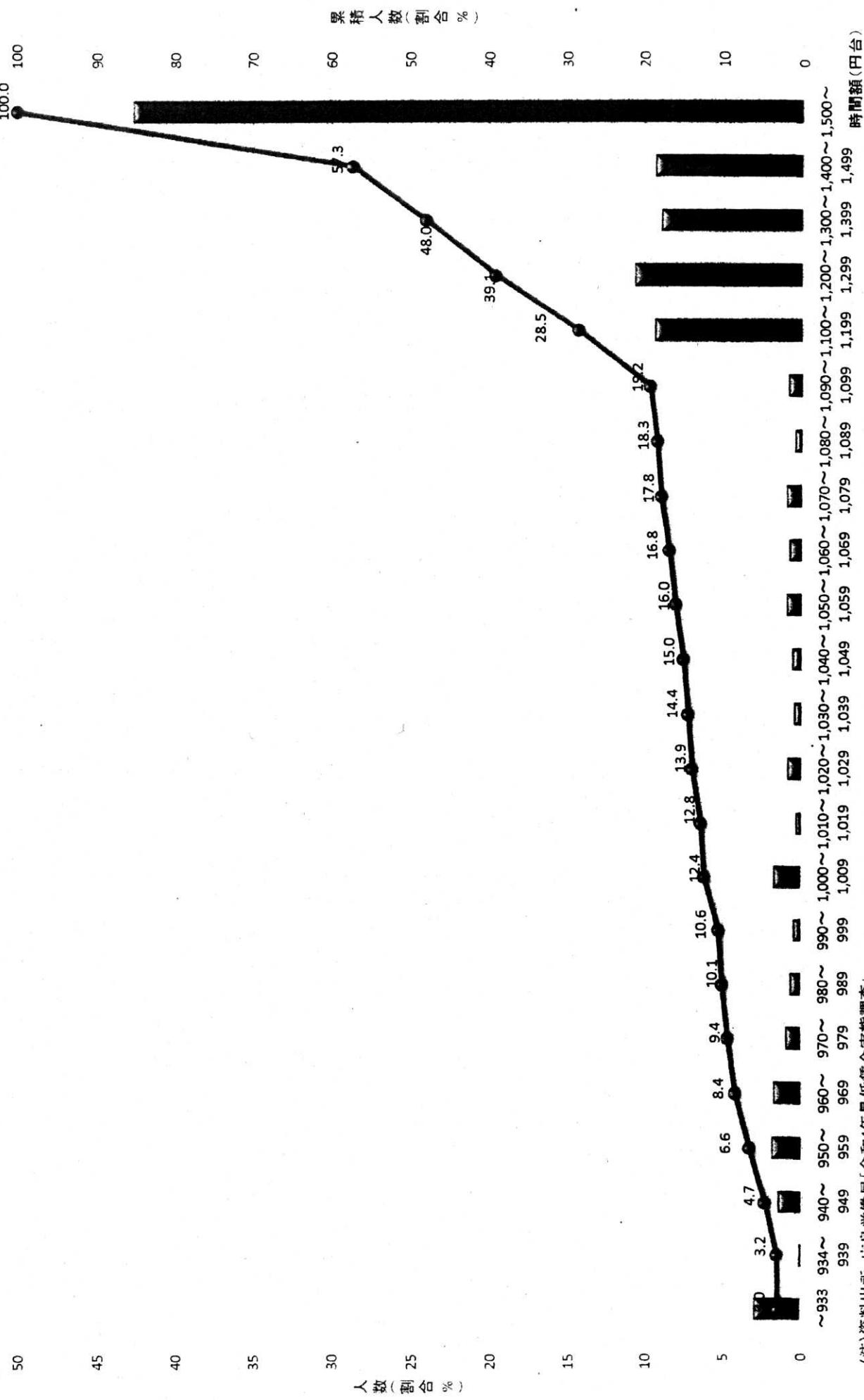
【建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業の最低賃金】

年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	863円	882円	902円	922円	923円	944円
発効日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31

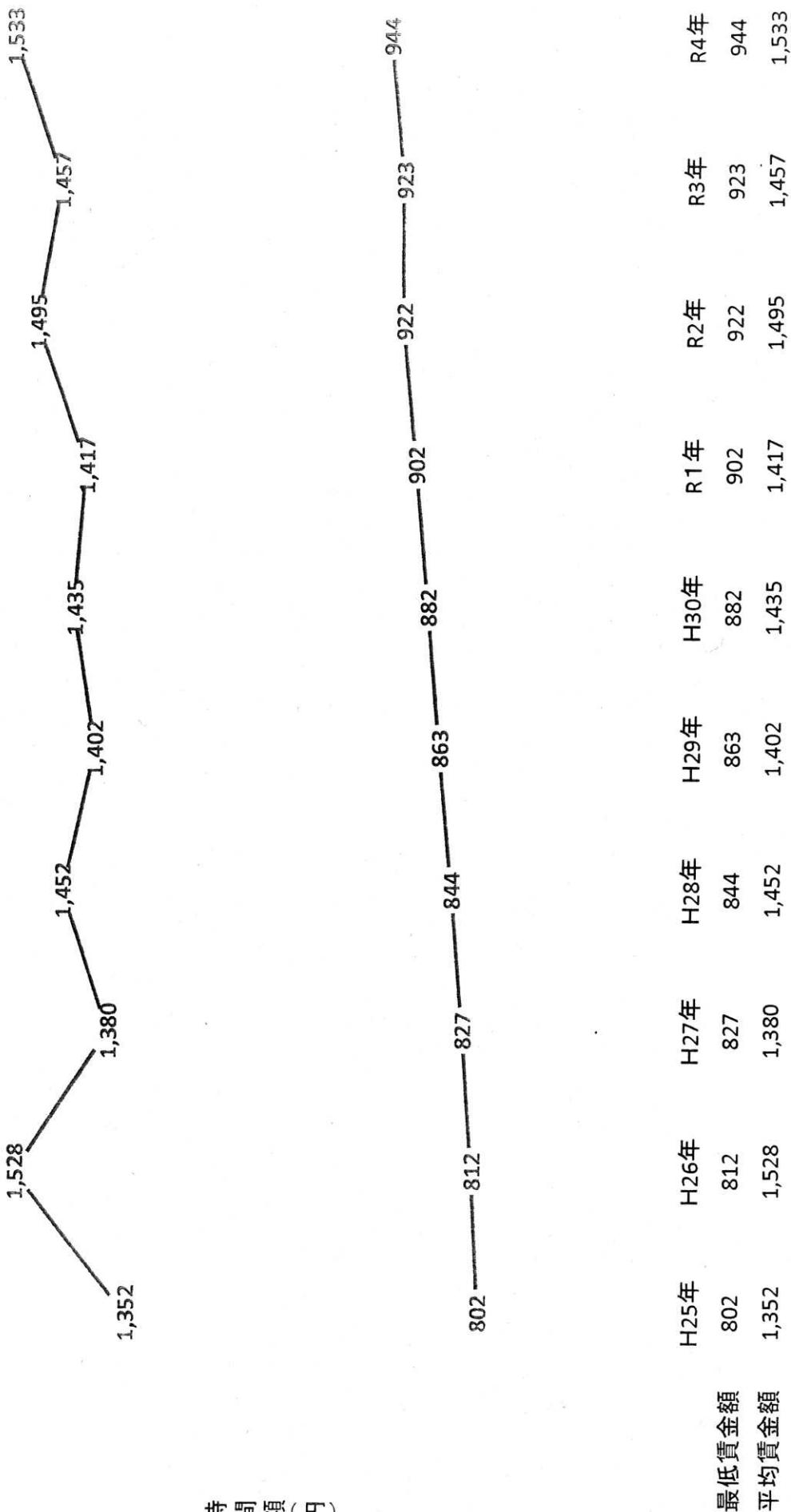
賃金分布図 令和4年 建設用・建築用その他の金属製品



賃金分布図 令和4年 建設用・建築用その他の金属製品



建設用・建築用、その他の金属製品製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



時間額(円)

中位数・時間当たりの平均賃金額

【建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業】

最低賃金額 944円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,417	1,533
規模(1~9人)	1,401	1,493
規模(10~29人)	1,427	1,574
規模(30~99人)	1,404	1,511

(注) 資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

【建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業】

最低賃金額 944円

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	3.5	198
規模(1~9人)	4.9	85
規模(10~29人)	2.5	61
規模(30~99人)	3.6	52

全労働者数	5,652
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最 低 賃 金 引 上 げ 試 算 表
【令和4年 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業】

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【現行】				
1	0.11	945	4.7	265
2	0.21	946	4.7	265
3	0.32	947	4.7	265
4	0.42	948	4.7	265
5	0.53	949	4.7	265
6	0.64	950	4.7	265
7	0.74	951	5.0	280
8	0.85	952	5.3	300
9	0.95	953	5.5	309
10	1.06	954	5.5	312
11	1.17	955	5.6	315
12	1.27	956	6.0	340
13	1.38	957	6.3	357
14	1.48	958	6.3	357
15	1.59	959	6.6	371
16	1.69	960	6.6	371
17	1.80	961	7.7	437
18	1.91	962	7.8	441
19	2.01	963	7.8	441
20	2.12	964	7.9	445
21	2.22	965	7.9	445
22	2.33	966	7.9	448
23	2.44	967	7.9	448
24	2.54	968	8.2	463
25	2.65	969	8.3	469
26	2.75	970	8.4	472
27	2.86	971	8.6	487
28	2.97	972	8.8	498
29	3.07	973	8.8	498
30	3.18	974	8.8	498
31	3.28	975	8.8	498
32	3.39	976	8.8	498
33	3.50	977	8.8	498
34	3.60	978	9.4	530
35	3.71	979	9.4	530

(注)全労働者数	5,652
----------	-------

(注)「令和4年最低賃金実態調査」における「広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経過表

(建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	752	2	0.3	2.1	2.1
平成17年度	755	3	0.4	2.7	2.9
平成18年度	760	5	0.7	1.8	2.0
平成19年度	770	10	1.3	3.3	4.1
平成20年度	779	9	1.2	1.3	2.2
平成21年度	783	4	0.5	6.5	7.1
平成22年度	790	7	0.9	5.1	5.8
平成23年度	795	5	0.6	3.5	4.4
平成24年度	802	7	0.9	1.2	3.9
平成25年度	812	10	1.2	3.3	5.8
平成26年度	827	15	1.8	2.3	4.3
平成27年度	844	17	2.1	3.9	6.4
平成28年度	863	19	2.3	3.0	5.3
平成29年度	882	19	2.2	5.0	8.1
平成30年度	902	20	2.3	6.4	10.8
令和元年度	922	20	4.5	3.2	6.5
令和2年度	923	1	0.1	3.1	4.5
令和3年度	944	21	2.3	3.5	4.7

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」